住所　岐阜県下呂市森1466番地7
侯秀霞　昭和59年9月9日生
住所　東京都江東区豊洲2丁目5番1―907号
クラーク・スコット・アイオック　昭和44年11月29日生
住所　東京都足立区舎人1丁目18番23―603号
元玉熙　昭和48年8月27日生
住所　東京都豊島区池袋4丁目1番2号
陳璋　昭和56年7月15日生
住所　東京都世田谷区野沢4丁目23番14―701号
レオン・ティ・キュー・オアン　昭和56年3月20日生

○外務省告示第三十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十五年一月二十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十五年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成25年1月22日	2009年6月19日	TH9470476
平成25年1月22日	2010年9月9日	TK2809168
平成25年1月22日	2011年6月28日	TK4867612
平成25年1月22日	2010年2月26日	TK1185067
平成25年1月22日	2010年7月9日	TK2473839
平成25年1月22日	2012年9月27日	TK7994066

○厚生労働省告示第十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十五年二月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

前文中「。以下「法」という。」を削り、「法第八十八条第一項」を「同法第八十八条第一項」に、「法第八十九条第一項」を「同法第八十九条第一項」に改め、「行われることとなった。」の次に次の段落を加える。

さらに、平成二十五年四月から、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）となり、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援が総合的に行われることとなる。

前文中「法の施行及び整備法による法の改正等」を「法等」に、「を作成する」を「の作成又は変更」に改め、「確保が」の下に「総合的かつ」を加える。

第一の一中「都道府県は、」の下に「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、」を加え、「尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念」を「尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念」に改め、「配慮して、」の下に「総合的な」を加え、同一の2を次のように改める。

2　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

第一の二の1の見出し中「全国どこでも必要な訪問系サービスを」を「全国で必要とされる訪問系サービスの」に改め、同二の2の見出し中「障害者等に」を「障害者等への」に、「を保障」を「の保障」に改め、同二の3の見出し中「を図り、」を「及び」に、「を推進」を「の推進」に改め、同二の4の見出し中「を推進」を「の推進」に改め、第一の三中「及び」を「並びに障害者等及びその家族並びに」に、「自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を」を「協議会（以下単に「協議会」という。）を」に、「設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である」を「置くように努めなければならない」に、「自立支援協議会は」を「協議会は」に改める。

第二の一の1の㈢中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同1の㈢を次のように改める。

㈢　総合的な取組

障害福祉計画の作成に当たっては、法の基本理念を踏まえ、自立支援給付及び地域生活支援事業について医療、教育、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組むものとなることが必要である。

第二の一の2を削り、同一の3の㈠中「第八十八条第七項」を「第八十八条第八項」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「第八十八条第八項」を「第八十八条第九項」に改め、「障害者基本法」の下に「（昭和四十五年法律第八十四号）」を加え、同3を同一の2とし、同一の4中「実情及び」を「心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつ」に改め、同4を同一の3とし、同一の5を同一の4とし、同一の6中「なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。」を削り、同6を同一の5とし、同一の7を同一の6とし、同一に次のように加える。

7　定期的な調査、分析及び評価

障害福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要である。